

合同会議の検討事項と進め方について

1. 目的

東日本大震災以降、電力供給力の低下する中で、エネルギー需給構造の早期安定化が不可欠である。業務・家庭部門として分類される建築物で消費されるエネルギー量は、我が国の最終エネルギー消費の約 1/3 を占め、他分野に比べ過去からの増加が特に顕著であることから、住宅・建築物における省エネルギー対策の強化が求められている。平成 27 年 7 月 8 日には、一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）が公布され、その基準について整備する必要があることから、合同会議で検討する。

2. 検討事項

建築物省エネ法に係る次の基準の整備

- ① エネルギー消費性能基準（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、表示制度）
- ② 誘導基準（性能向上計画認定・容積率特例）
- ③ 住宅事業建築主基準（住宅トップランナー制度）

3. 検討体制

2. の基準については、経済産業省令・国土交通省令で定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 省エネルギー判断基準等小委員会^{*}」の合同会議により検討。

^{*}小委員会は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準の見直し等を検討事項としていたが、2. の基準を加えて検討する。

4. 検討の進め方

(平成 27 年)

8 月 20 日 第 6 回合同会議 基準整備の方向性について

9 月 11 日 第 7 回合同会議 基準（案）（省令・告示案等）について

10 月頃 パブリックコメント

11 月頃 第 8 回合同会議 取りまとめ（省令・告示案、パブリックコメントへの対応 等）

社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会への報告

12 月頃 政省令・告示 公布

(平成 28 年)

4 月 第 1 弾施行（基本方針、性能向上計画認定・容積率特例制度、表示制度等）

(平成 29 年)

4 月 第 2 弾施行（適合義務・適合性判定制度、届出・指示制度、大臣認定制度、住宅トップランナー制度等）